

目 次

規 則	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則……………	3
2 新潟県自治会館条例施行規則の一部を改正する規則……………	7
告 示	
1 令和 7 年第 1 回新潟県市町村総合事務組合議会定例会の招集……………	9
公平委員会規則	
1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	10

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和7年2月3日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

- (1) 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第1号)
- (2) 新潟県自治会館条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第2号)

新潟県市町村総合事務組合規則第1号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則（平成16年規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式第26号（表面）を次のように改める。

別記様式第26号（第37条関係）（表面）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書
 （必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

① 申請者	氏名	住所	〒 (電話)
② 就職先の 事業所 (開始した事業)	名 称	事業所番号	(電話)
	所在地	(電話)	
	事業の種類		
③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	④ 採用内定年月日	年 月 日
⑤ 職 種	⑥ 一週間の所定労働時間		時間 分
⑦ 賃 金 月 額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 年 月 日まで ロ 定めあり (年 カ月) 契約更新条項 (イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み(イ 有 ロ 無)
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)			
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年 間における就業についての再就職手当に相 当する退職手当又は常用就職支度手当に相 当する退職手当の有無		イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職 支度手当に相当する退職手当を受給したことが ある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職 支度手当に相当する退職手当のいずれも受給し たことがない。	
新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則第37条第1項の規定により上記のとおり 再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 新潟県市町村総合事務組合管理者 様			
※ 処 理 欄	所定給付日数	日	備 考
	支給残日数	日	
	支給金額	円	
	支給決定年月日	年 月 日	
		管 理 者	

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

別記様式第 26 号の 2 (表面) を次のように改める。
 別記様式第 26 号の 2 (第 37 条関係) (表面)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書
 (必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

事業主の証明	1. 氏名		2. 受給資格証番号			
	3. 住所		〒			
	4. 就職先の事業所	名称		事業所番号	— —	
		所在地	〒 (電話番号)			
	5. 一週間の所定労働時間	時間	分	6. 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	万 千円	
	7. 雇用期間中の賃金支払状況					
	① 賃金支払対象期間	②①の基礎日数	③ 賃金額			④ 備考
			Ⓐ	Ⓑ	計	
	月 日～ 月 日					
	月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日						
月 日～ 月 日						
月 日～ 月 日						
月 日～ 月 日						
就職年月日～ 月 日						
8. 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)						
9. 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則第37条第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 新潟県市町村総合事務組合管理者 様						
備考						
	管理者					

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

別記様式第 27 号（表面）を次のように改める。
 別記様式第 27 号（第 37 条関係）（表面）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書
 （必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

① 申請者	氏名		住所	〒 (電話)			
事業主の証明	② 就職先の 事業所	名称	事業所番号				
		所在地	(電話)				
		事業の種類					
③ 雇入年月日	年	月	日	④ 採用内定年月日	年	月	日
⑤ 職 種				⑥ 一週間の所定労働時間	時間	分	
⑦ 賃金月額	万	千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし	年	月	日まで
				ロ 定めあり	(年	ヵ月)
					契約更新条項 (イ 有 ロ 無)		
					1年を超えて雇用する見込み(イ 有 ロ 無)		
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。							
年 月 日							
事業主氏名							
(法人のときは名称及び代表者名)							
印							
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年 間における就業についての再就職手当に相 当する退職手当又は常用就職支度手当に相 当する退職手当の有無				イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職 支度手当に相当する退職手当を受給したことが ある。			
				ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職 支度手当に相当する退職手当のいずれも受給し たことがない。			
新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則第37条第1項の規定により上記のとおり 常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。							
年 月 日							
申請者氏名							
新潟県市町村総合事務組合管理者 様							
※処理欄	支給金額	円			備考		
	支給決定年月	年	月	日			
				管理者			

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の新潟県市町

村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟県市町村総合事務組合規則第 2 号

新潟県自治会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県自治会館条例施行規則（平成 18 年規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の納付)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる施設等の使用料の納付前に使用を取りやめようとするときは、その使用料の額から第 11 条第 2 号に定める還付する額を差し引いた額を管理者が指定した期日までに納付するものとする。</u></p> <p>(1) <u>条例別表(1)アの表の施設欄に掲げる施設（以下「会議室」という。）</u></p> <p>(2) <u>条例別表(1)イの表の設備名欄に掲げる設備（以下「付属設備」という。）</u></p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第11条 条例第 9 条ただし書の規則で定める事由は、次の各号に掲げるものとし、当該事由により還付する額は、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>会議室又は付属設備の使用の取消しの申込みを次に掲げる期間に行い、承認を受けたこと。</u></p> <p><u>ア 講堂及びコンベンションホールゆきつばき</u></p> <p>(ア) <u>使用日の 61 日前まで 会議室使用料の全額</u></p> <p>(イ) <u>使用日の 2 日前から 60 日前まで 会議室使用料の額に 10 分の 8 を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 201 会議室、301 会議室、901 会議室及び 902 会議室</u></p> <p>(ア) <u>使用日の 31 日前まで 会議室使用料の全額</u></p> <p>(イ) <u>使用日の 2 日前から 30 日前まで 会議室使用料の額に 10 分の 8 を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 202 会議室、401 会議室、第 1 研修室及び第 2 研修室</u></p> <p><u>使用日の 1 日前まで 会議室使用料の全額</u></p>	<p>(使用料等の納付)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第11条 条例第 9 条ただし書の規則で定める事由は、次の各号に掲げるものとし、当該事由により還付する額は、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>エ 附属設備 <u>附属設備の使用の承認に係る会議室 ア、イ又はウの区分に応じ、当該ア、 イ又はウに定める期間 附属設備使用 料の全額</u> (3) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の新潟県自治会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用の申込みに係るものから適用し、同日前の使用の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合告示第1号

令和7年第1回新潟県市町村総合事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月3日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

- 1 日時 令和7年2月13日（木） 午後3時45分
- 2 場所 新潟県自治会館（新潟市中央区新光町4-1） 301会議室

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和7年2月3日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見洋人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第1号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成16年公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 1 小千谷市		別表第1（第2条関係） 1 小千谷市	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
長 部 局	(略)	長 部 局	(略)
	<u>社会福祉事務所長 次長</u> (総務課関係) 職員係長 職員係の人事、給与 又は服務担当の職員（企画に 関する事務を行うものに限る。）及 び職員団体担当の職員 (企画政策課関係) 秘書広報係長 財政係長 秘書 広報係の秘書担当の職員		(総務課関係) 職員係長 職員係の人事、給与 又は服務担当の職員（企画に 関する事務を行うものに限る。）及 び職員団体担当の職員 (企画政策課関係) 秘書広報係長 財政係長 秘書 広報係の秘書担当の職員
	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>ひと・まち・ 文化共創拠点</u>	<u>施設長</u>	<u>社会福祉 事務所</u>	<u>所長 参事 次長</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。